

第6章 相続

1. 相続総論

《問題1》

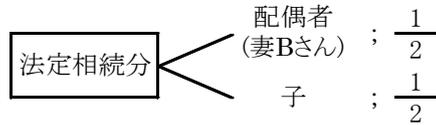
【解答】

1. ○
2. × 実子と養子は、相続上は同順位となるので「**相続分は同一**」である。
3. ○
4. ○
5. × 相続を放棄する場合は、相続の開始があったことを知った時から「**3 ヶ月以内**」に家庭裁判所に申し出る必要がある。
6. × 自筆証書遺言は、証人の立会の必要がなく、自分1人の秘密にできること、特別な費用はかからないことなどの長所があるが、「**内容が不明確で無効となるおそれがある**」ことや紛失、偽造、変造等の危険があることなどの短所がある。また、「**検認の手続が必要**」である。
7. ○
8. × 秘密証書遺言は、遺言者が遺言書に署名押印したあとに封印し、公証人および証人2人以上に対し、自分の遺言である旨などの申述し、関係者が署名押印する方法である。問題文は「**公正証書遺言**」の説明である。
9. × 遺留分の割合は遺産の2分の1となるため、1億2,000万円 $\times 1/2 = 6,000$ 万円である。これを配偶者と子で2分の1ずつ配分するので、子の遺留分は「**6,000万円 $\times 1/2 = 3,000$ 万円**」となる。
10. × 成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があり、法定後見制度の種類には後見・「**保佐**」・補助がある。
11. ○

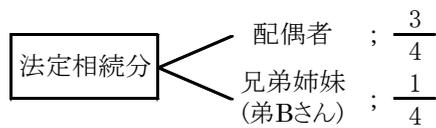
《問題 2》

【解答】

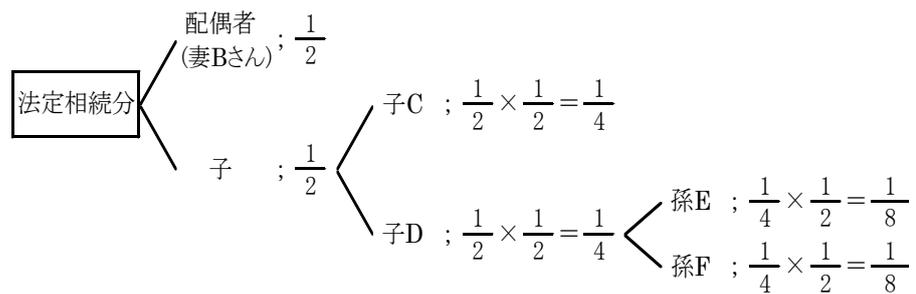
1. 2) 下記の＜親族関係図＞において、妻 B さんの法定相続分は、(2分の1)である。



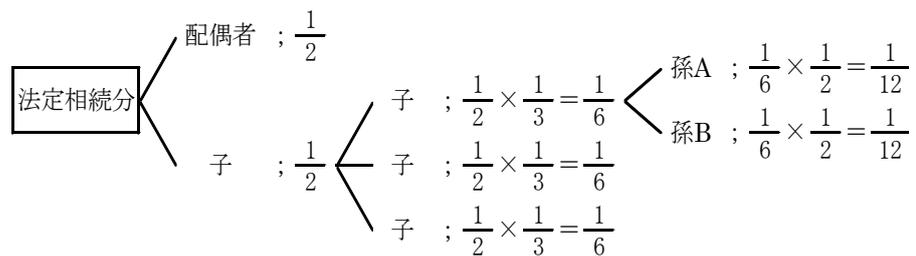
2. 3) 下記の＜親族関係図＞において、弟 B さんの法定相続分は、(4分の1)である。



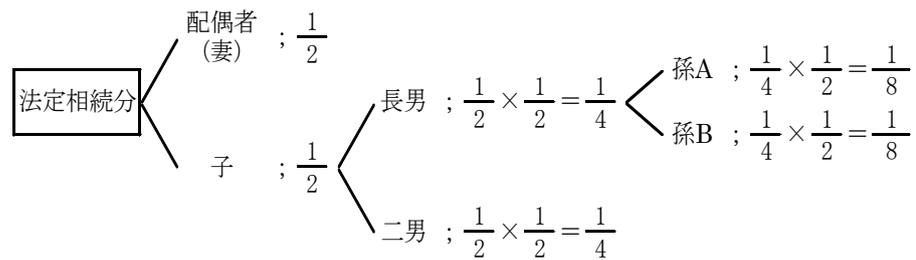
3. 2) 下記の親族関係図において、孫 E の法定相続分は、(8分の1)である。



4. 2) 下記の＜親族関係図＞において、孫 A の法定相続分は(12分の1)である。



5. 3) 下記の〈親族関係図〉において、孫Bの法定相続分は（8分の1）である。



6. 1) 相続人は、相続について「限定承認」または「放棄」をする場合は、自己のために相続の開始があったことを知った時から、原則として（3）ヵ月以内に、家庭裁判所にその旨を申述しなければならない。
7. 1) 遺産分割において、共同相続人のうち1人または数人が、相続により取得した財産の全部または一部を売却処分し、その代金を分割する方法を（換価分割）という。
8. 1) 遺産分割において、相続人の1人または数人が、遺産の一部または全部を相続により取得し、その財産を取得した者が他の共同相続人に対して債務を負担する方法を（代償分割）という。
9. 3) 民法において、被相続人の（兄弟姉妹）には、遺留分の権利が認められていない。
10. 2) 相続開始時において保険事故が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、（解約返戻金）の額に基づいて評価する。

2. 相続税

《問題 1》

【解答】

1. × 被相続人の死亡後 3 年以内に支給が確定した死亡退職金は、「**みなし相続財産となり、相続税の対象となる**」。
2. ○
3. × 相続や遺贈によって財産を取得した人が、被相続人の相続開始前 3 年以内にその被相続人から贈与を受けていた場合、その贈与財産は、相続税の課税価格に加算されることになる。この場合、加算される贈与財産の価額は、「**贈与時の価格となる**」。
4. × 相続人が取得した死亡保険金のうち非課税となる金額は、「**500 万円×法定相続人の数**」で計算した額となる。
5. × 業務外の死亡により、勤務先から受け取った弔慰金のうち非課税となる金額は、被相続人の死亡当時の普通給与の「**6 ヶ月分**」に相当する額となる。
6. × 墓石の未払金は、「**債務控除の対象とはならない**」。墓地については取得原価を控除するので、未払金を控除すると、2 重に控除することになるためである。
7. × 香典返戻費用（いわゆる香典返し）は、葬式費用として「**控除することはできない**」。
8. × 被相続人に実子がいる場合に、法定相続人の数に含めることができる養子の数は「**1 人まで**」となる。
9. × 遺産に係る基礎控除額は、「**3,000 万円 + (600 万円×法定相続人の数)**」により算出する。
10. × 「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定の適用を受けることにより、納付すべき相続税額が 0（ゼロ）になる場合でも、相続税の「**申告書の提出は必要**」である。
11. ○
12. ○

《問題2》

【解答】

1. 1) 相続や遺贈によって財産を取得した人が相続開始前（3年）以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額は、原則として相続税の課税価格に加算される。
2. 3) 相続または遺贈によって財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産は、原則として、相続税の課税価格に加算されるが、その価額は（贈与により取得したときの価額）で評価される。
3. 2) 下記の親族関係図において、相続人（配偶者・長男）が取得した死亡保険金の非課税限度額の合計額は、（1,500万円）である。なお、二男は、当該相続に関し相続の放棄をしている。
 相続の放棄があった場合でも、死亡保険金の非課税限度額の計算では、放棄がなかったものとして法定相続人に含める。

$$\text{非課税限度額} ; 500 \text{万円} \times 3 \text{人(配偶者、長男、二男)} = 1,500 \text{万円}$$
4. 1) 被相続人の業務外の死亡により、相続人が雇用主から受ける弔慰金については、被相続人の死亡時における普通給与の（6ヵ月分）に相当する金額までは、相続税の課税対象とならない。
5. 3) 下記の親族関係図において、Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は（4,800万円）である。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} ; 3,000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times 3 \text{人(妻 B、長男 C、長女 D)} = 4,800 \text{万円}$$
6. 2) 相続や遺贈によって財産を取得した者が、その被相続人の一親等の血族（代襲相続人を含む）および配偶者のいずれでもない者である場合には、その人の算出税額にその税額の（100分の20）に相当する金額が加算される。

7. 2) 相続税の計算において、(被相続人の兄弟姉妹)が財産を相続する場合、算出税額に2割相当の税額が加算される。
8. 3) 「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定により、配偶者の課税価格の合計額が、相続税の課税価格の合計額に対し配偶者の法定相続分相当額までである場合、または法定相続分相当額を超えたとしても(1億6,000万円)までの取得である場合は、配偶者の納付すべき相続税額は0(ゼロ)となる。
9. 3) 相続税の申告書の提出義務がある者は、原則として、自己のために相続の開始があったことを知った日の翌日から(10ヵ月)以内に、相続税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3. 贈与税

《問題1》

【解答】

1. ○
2. ○
3. ○
4. × 死因贈与により受贈者が取得した財産は、贈与税ではなく、「**相続税**」の課税対象となる。
5. × 停止条件とは、条件が成就するまで法律効果の発生を停止させるということである。条件をクリアすれば、法律効果が生じる。例えば「試験に合格したら自動車をプレゼントする（不合格であればプレゼントしない）」という贈与を、停止条件付贈与という。
停止条件付贈与により受贈者が受け取った財産の取得時期は、その贈与契約をした時ではなく、「**その条件が成就した時**」である。
6. × 贈与税の計算は、1暦年間（1月1日から12月31日）に贈与を受けた贈与財産の「**合計額**」から基礎控除額（110万円）を控除して、その残額に税率を掛けて算出する。
7. × 「贈与税の配偶者控除」を受けるための主な要件は、婚姻期間が「**20年以上**」であること、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与であること、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住を開始し、その後も引き続き居住し続ける見込であることなどが挙げられる。
8. ○
9. ○
10. × 受贈者の年齢は、贈与を受けた年の1月1日時点で「**20歳以上**」でなければならない。（2022年以降は18歳）
11. ○
12. × 贈与により財産を取得した個人が、財産取得時において日本国内に住所を有している場合、その取得した財産が日本国内・国外どちらにあったとしても贈与税の課税対象となる。
13. × 法人からの贈与財産は、贈与税ではなく、「**所得税**」の課税対象となる。

《問題2》

【解答】

1. 2) 暦年課税における贈与税の基礎控除額は（110万円）である。
2. 3) Aさんは、Bさんから300万円、Cさんから200万円の現金の贈与を受けた。この場合、Aさんが納付しなければならない贈与税額は、 $((300万円 + 200万円 - 110万円) \times 20\% - 25万円 = 53万円)$ となる。
贈与税の計算では、その年に受けた贈与税を合計し、そこから基礎控除額110万円を控除したものに税率を掛けて計算する。よって、1)、2)ともに、110万円を2回控除しているので誤りである。
3. 3) 「贈与税の配偶者控除」の規定の対象となる贈与は、婚姻期間が（20年）以上である夫婦間での居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与である。
4. 2) 「贈与税の配偶者控除」の適用を受ける場合、贈与税の課税価格から基礎控除額（110万円）のほかに最高（2,000万円）まで控除することができる。
5. 3) 相続時精算課税を選択した場合、特別控除額として累計（2,500万円）までの贈与には贈与税が課されず、それを超えた贈与に対しては一律20%を乗じた額が課税される。
6. 1) 相続時精算課税制度の適用を受けて贈与税の申告をする場合の特別控除の限度額は（2,500万円）である。
7. 3) 相続時精算課税制度を選択した場合の贈与税額は、課税価格からの特別控除額を控除した後の金額に一律（20%）の税率を乗じて計算される。
8. 2) 「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」制度の適用を受ける場合、住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年が2021年3月までで、省エネ・耐震性住宅の取得であるときの非課税限度額は、（1,500万円）である。

4. 財産の評価

《問題1》

【解答】

1. ○
2. × 市街化調整区域内にある宅地は、原則として「**倍率方式**」により評価する。
3. ○
4. × 貸宅地の相続税評価額は、「**自用地としての価額** × (1 - 借地権割合)」で算出する。
5. ○

《問題2》

【解答】

1. 1) 相続税評価において、借地権の価額は、原則として（**自用地としての価額** × **借地権割合**）の算式により算出する。
2. 1) 相続税の計算において、貸家の敷地の用に供されている宅地（貸家建付地）の価額は、（**自用地としての価額** × **(1 - 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合)**）の算式により評価する。
3. 3) 相続により取得した宅地が「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における特定事業用宅地等に該当する場合、（**400 m²**）を限度面積として評価額の（**80%**）を減額することができる。
4. 1) 2020年4月21日に死亡したAさんが所有していた上場株式Bの1株当たりの相続税評価額は、下記の＜資料＞によれば、（**500円**）である。
上場株式の相続税評価額は、資料の中で最も低い金額となる。
5. 1) 2020年12月17日に死亡した被相続人Aさんが所有していた上場株式（B社株式）の1株当たりの相続税評価額は、（**547円**）である。
6. 1) 取引相場のない株式の相続税評価において、同族株主以外の株主等が取得した株式については、特例的評価方式である（**配当還元方式**）により評価することができる。